

町の保育料は、下記の基準額表をもとに、原則、保護者の町民税所得割額の合計で決定しています。

【真室川町保育料基準額表】

所得階層区分	保護者の所得 (町民税所得割) 区分	月額保育料 (円)	
		保育標準時間	保育短時間
1 階層	生活保護世帯	全国一律で既に無償化	
2 階層	町民税非課税世帯		
3 階層	48,600 円未満	19,500	19,300
4-1 階層	48,600 円以上 77,101 円未満	30,000	29,600
4-2 階層	77,101 円以上 97,000 円未満	30,000	29,600
5 階層	97,000 円以上 169,000 円未満	44,500	43,900
6 階層	169,000 円以上 301,000 円未満	61,000	60,100
7 階層	301,000 円以上 397,000 円未満	80,000	78,800
8 階層	397,000 円以上	90,000	86,100

◎4 月～8 月分（前期）の保育料は、令和 3 年度、9 月～3 月分（後期）の保育料は、令和 4 年度の町民税所得割額により算定します。
このため、保護者の所得状況により階層が変わり、保育料が増えることもあります。